

○総務省令第九十三号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）の規定に基づき、電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年十二月十九日

総務大臣 松本 剛明

電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令

電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下同じ。）を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

<p>(提供条件の説明) 第二十二條の二三 [略]</p> <p>[2 略]</p> <p>3 提供条件概要説明は、説明事項等(基本説明事項又は前項各号に定める事項をいい、電気通信事業者が自ら提供条件概要説明を行う場合にあつては、当該電気通信事業者の法第十一条第一項第二号に規定する登録番号又は第九条第十五項若しくは第六十条の二第二項に規定する届出番号を含む。以下この条において同じ。)を分かりやすく記載した書面(カタログ、パンフレット等を含む。以下この項において「説明書面」という。)を交付して行わなければならない。ただし、利用者が、説明書面の交付に代えて、次のいずれかの方法により説明することに了解したとき(利用者が電話によりその意思を表示する場合にあつては、説明書面の交付に代えて、次のいずれかの方法により説明することを求めたとき(その理由が、書面の交付を求めないことを条件とした利益の供与であるとき又は電気通信事業者による誘導に起因するものであるときを除く。))は、これらの方法によることができる。</p> <p>[一〇三 略]</p> <p>四 説明事項等を記録した電磁的記録に係る記録媒体を交付する方法</p>	<p>(提供条件の説明) 第二十二條の二三 [同上]</p> <p>[2 同上]</p> <p>[同上]</p> <p>3 [同上]</p>
<p>[五・六 略]</p> <p>[4〇6 略]</p> <p>(情報通信の技術を利用する方法) 第二十二條の二の五 法第二十六條の二第二項に規定する情報通信の技術を利用する方法は、次に掲げるものとする。</p> <p>[一〇三 略]</p> <p>四 記載事項を記録した電磁的記録に係る記録媒体を交付する方法</p> <p>[2・3 略]</p> <p>(書面解除に伴い当該書面解除をした者が支払うべき金額) 第二十二條の二の九 法第二十六條の三第三項ただし書の総務省令で定める額は、次に掲げる額にこれに対する法定利率による遅延損害金の額を加算した金額を限度とする。</p> <p>[一 略]</p> <p>二 書面解除に係る電気通信役務が仮想移動電気通信サービス(移動端末設備(携帯電話、PHS端末又は無線設備規則第四十九條の二十八、第四十九條の二十九若しくは第四十九條の二十九の二で定める条件に適合する無線設備に限る。以下この号において同じ。))を用いて利用される電気通信役務であつて、一端が無線により構成される端末系伝送路設備に移動端末設備を接続する利用者に対し、当該電気通信役務に係る基地局を設置せずに提供されるもの(当該電気通信役務に係る利用者料金の設定権を有する者が提供するものに限る。)をいう。第二十二條の二の十五において同じ。)であつて、当該電気通信役務を提供する電気通信事業者が次のイ又はロに掲げるものである場合にあつては、それぞれ当該イ又</p>	<p>[一〇三 同上]</p> <p>四 説明事項等を記録した磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他の記録媒体を交付する方法</p> <p>[五・六 同上]</p> <p>[4〇6 同上]</p> <p>(情報通信の技術を利用する方法) 第二十二條の二の五 [同上]</p> <p>[一〇三 同上]</p> <p>四 記載事項を記録した磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他の記録媒体を交付する方法</p> <p>[2・3 同上]</p> <p>(書面解除に伴い当該書面解除をした者が支払うべき金額) 第二十二條の二の九 [同上]</p> <p>[一 同上]</p> <p>二 書面解除に係る電気通信役務が仮想移動電気通信サービス(移動端末設備(携帯電話、PHS端末又は無線設備規則第四十九條の二十八若しくは第四十九條の二十九で定める条件に適合する無線設備に限る。以下この号において同じ。))を用いて利用される電気通信役務であつて、一端が無線により構成される端末系伝送路設備に移動端末設備を接続する利用者に対し、当該電気通信役務に係る基地局を設置せずに提供されるもの(当該電気通信役務に係る利用者料金の設定権を有する者が提供するものに限る。)をいう。第二十二條の二の十五において同じ。)であつて、当該電気通信役務を提供する電気通信事業者が次のイ又はロに掲げるものである場合にあつては、それぞれ当該イ又はロに定める額に相当する額(当該額</p>

はロに定める額に相当する額（当該額が当該電気通信役務の提供に用いるSIMカード（第二十三条の九の五第一項第三号に規定するものをいう。以下この号において同じ。）の提供に要する費用の額として当該電気通信役務の利用者に対し通常請求される費用の額を超える場合にあつては、当該通常請求される費用の額）

「イ・ロ 略」

〔三〇五 略〕

（利用者の利益に及ぼす影響が大きい電気通信役務に係る電気通信業務の休止及び廃止に関する届出）

第二十二條の二の十一 法第二十六條の四第二項の総務省令で定める電気通信役務に係る電気通信業務の休止又は廃止は、次に掲げるものとする。

一 第一号基礎的電気通信役務並びに第二号基礎的電気通信役務のうち、第二種適格電気通信事業者が提供するもの及び法第二十六條の四第一項の周知を開始する日の属する四半期の直前の四半期末における当該第二号基礎的電気通信役務の契約数が三十万を超える電気通信事業者が提供するもの（ただし、他の電気通信事業者に対して提供している卸電気通信役務を除く。）に係る電気通信業務の休止又は廃止

〔二〇三 略〕

〔二 略〕

（媒介等業務の適正かつ確実な遂行を確保するための措置）

第二十二條の二の十八 電気通信事業者は、電気通信役務の提供に関する契約の締結の媒介等の業務及びこれに付随する業務（以下「媒介等業務」という。）を媒介等業務受託者に委託する場合には、当該媒介等業務の内容に応じ、次に掲げる措置が講じられるようにしなければならない。

一 媒介等業務を適正かつ確実に遂行することができる能力を有する者に当該媒介等業務が委託（二以上の段階にわたる委託を含む。以下この条において同じ。）されるための措置であつて、次に掲げる事項を含むもの

イ 媒介等業務受託者において、媒介等業務に係る電気通信役務に関する料金その他の提供条件を利用者に適切に説明できる能力を確保すること。

ロ 媒介等業務受託者において、媒介等業務に係る電気通信役務に関する利用者からの苦情及び問合せが適切かつ迅速に処理されるために必要な電気通信事業者との連携体制を確保すること。

〔二〇五 略〕

六 媒介等業務に係る利用者からの苦情及び問合せが適切かつ迅速に処理されるために必要な措置

〔七〇九 略〕

〔二 略〕

別表 電気通信役務の種類（第二十二條の二の三第一項第三号関係）

〔一〇十三 略〕

が当該電気通信役務の提供に用いるSIMカード（第二十三条の九の五第一項第三号に規定するものをいう。以下この号において同じ。）の提供に要する費用の額として当該電気通信役務の利用者に対し通常請求される費用の額を超える場合にあつては、当該通常請求される費用の額）

「イ・ロ 同上」

〔三〇五 同上〕

（利用者の利益に及ぼす影響が大きい電気通信役務に係る電気通信業務の休止及び廃止に関する届出）

第二十二條の二の十一 「同上」

一 基礎的電気通信役務に係る電気通信業務の休止又は廃止

〔二〇三 同上〕

〔二 同上〕

（媒介等業務の適正かつ確実な遂行を確保するための措置）

第二十二條の二の十八 「同上」

一 媒介等業務を適正かつ確実に遂行することができる能力を有する者に当該媒介等業務が委託（二以上の段階にわたる委託を含む。以下この条において同じ。）されるための措置

〔新設〕

〔二〇五 同上〕

六 媒介等業務に係る利用者からの苦情が適切かつ迅速に処理されるために必要な措置

〔七〇九 同上〕

〔二 同上〕

別表 電気通信役務の種類（第二十二條の二の三第一項第三号関係）

〔一〇十三 同上〕

<p>備考 この表における次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるとおりとする。</p>	<p>備考 「同上」</p>
<p>【一 略】</p> <p>二 無線・PHSインターネット専用サービス 携帯電話端末・PHS端末サービスの提供に用いられる無線端末系伝送路設備を用いて、又は一端が利用者の電気通信設備と接続される無線設備規則第四十九条の二十八、第四十九条の二十九若しくは第四十九条の二十九の二で定める条件に適合する無線設備を用いてインターネットへの接続点までの間の通信を媒介する役割及び当該役務の提供に用いられる無線端末系伝送路設備を用いて提供されるインターネット接続サービスの役務であつて、当該無線端末系伝送路設備の一端に接続される利用者の電気通信設備（以下「無線インターネット利用者設備」という。）によつて音声伝送役務（電気通信番号規則別表第四号に掲げる音声伝送携帯電話番号を使用して提供されるものであつて、当該音声伝送携帯電話番号の指定を受けて提供されるもの又は当該指定を受けた電気通信事業者から卸電気通信役務の提供を受けることにより提供されるものに限る。）の提供を受けなくとも</p>	<p>【同上】</p> <p>二 無線・PHSインターネット専用サービス 携帯電話端末・PHS端末サービスの提供に用いられる無線端末系伝送路設備を用いて、又は一端が利用者の電気通信設備と接続される無線設備規則第四十九条の二十八若しくは第四十九条の二十九で定める条件に適合する無線設備を用いてインターネットへの接続点までの間の通信を媒介する役割及び当該役務の提供に用いられる無線端末系伝送路設備を用いて提供されるインターネット接続サービスの役務であつて、当該無線端末系伝送路設備の一端に接続される利用者の電気通信設備（以下「無線インターネット利用者設備」という。）によつて音声伝送役務（電気通信番号規則別表第四号に掲げる音声伝送携帯電話番号を使用して提供されるものであつて、当該音声伝送携帯電話番号の指定を受けて提供されるもの又は当該指定を受けた電気通信事業者から卸電気通信役務の提供を受けることにより提供されるものに限る。）の提供を受けなくとも</p>
<p>【三十一 略】</p> <p>様式第33（第39条第1項関係）</p> <p>媒介等の業務届出書</p>	<p>【三十一 同上】</p> <p>様式第33（第39条第1項関係）</p> <p>媒介等の業務届出書</p>
<p>【略】</p> <p>【注1～5 略】</p> <p>6 委託を受ける電気通信事業者若しくは媒介等業務受託者又は利用者が法第73条の2第1項の届出を要する届出者の届出手続の有無の確認が可能となることで、苦情・相談の処理の円滑化及び電気通信事業者から媒介等業務受託者への適切な指導等の措置に資することを目的として総務省のホームページにおいて次の事項を公表することとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 届出者の氏名又は名称 ・ 届出者に係る第39条第2項に規定する届出番号 ・ 届出者の法人番号 ・ 届出者の媒介等の業務に係る電気通信役務 ・ 媒介等の業務に係る電気通信役務を提供する電気通信事業者の氏名又は名称 <p>【7・8 略】</p>	<p>【同左】</p> <p>【注1～5 同左】</p> <p>6 委託を受ける電気通信事業者若しくは媒介等業務受託者又は利用者が法第73条の2第1項の届出を要する届出者の届出手続の有無の確認が可能となることで、苦情・相談の処理の円滑化及び電気通信事業者から媒介等業務受託者への適切な指導等の措置に資することを目的として総務省のホームページにおいて次の事項を公表することとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 届出者の氏名又は名称 ・ 届出者に係る第39条第2項に規定する届出番号 ・ 届出年月日 ・ 届出者の法人番号 ・ 届出者の媒介等の業務に係る電気通信役務 <p>【7・8 同左】</p>
<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

附 則

この省令は、令和六年一月一日から施行する。